

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

平成30年10月10日

宇部市上下水道事業管理者  
上下水道局長 和田 誠一郎

## 1 入札に付する事項

工事番号	上No. 33
工事名	桃山配水池3号配水池補修工事
工事場所	宇部市大字小串地内
工期	契約の日から平成31年1月31日まで
工事の概要	桃山3号配水池屋根の既設目地防水が経年劣化しているため、補修するものである。 ・防食防水工 A=356.6㎡ ・既設目地防水撤去工 一式

## 2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地方自治法施行令	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。	
宇部市の登録	工種	水道施設工事
	等級	—
	総合点数	650点以上
建設業の許可	水道施設工事業に係る許可を受けていること。	
営業所等の所在地	宇部市内に本店を有していること。	
指名停止	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。	
施工実績	—	
配置技術者	次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。 ア この入札に参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。ただし、本工事に専任で配置する必要がある場合は、この入札に参加しようとする者との間に入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があること。 イ 監理技術者にあつては、水道施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受講している者であること。	
手持制限	制限なし。	
その他	—	

### 3 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	期 間	平成30年10月10日(水)から平成30年10月17日(水) 午前9時から午後5時まで (土日祝日及び正午から午後1時までを除く。)
	場 所	宇部市上下水道局 第二庁舎2階 財務課 管財係
	提出書類	・入札参加資格確認申請書(様式第1号)
	提出方法	持参に限る。
設計図書の配布	期 間	平成30年10月10日(水)から平成30年10月17日(水)
	方 法	宇部市上下水道局ホームページからのダウンロードとする。 設計図書の閲覧は、パスワードの入力を要するため、「パスワード照会・回答書」(様式は宇部市上下水道局ホームページからダウンロード可能)を財務課管財係に提出(持参に限る。)し、パスワードを取得すること。パスワードの照会期間は、参加申請の受付期間と同じ。また、パスワードの照会をしない者は、当該入札に参加できないものとする。
質問の受付	期 間	平成30年10月18日(木)から平成30年10月22日(月) 午前8時30分から午後5時まで
	方 法	工事内容に関する質問は、「工事(業務)内容質問書」(様式は宇部市上下水道局ホームページからダウンロード可能)により <u>電子メールにて提出すること</u> 。(電子メールにて提出できない場合は、ファックスにて提出すること。)なお、質問は、上記、参加申請の受付の提出書類を受付期間内に提出した者に限る。
	提 出 先	宇部市上下水道局 広瀬浄水場 浄水課 E-mail: jyousuika@ubesuido.jp FAX: 0836-41-8548 電話: 0836-41-6004 ※電子メール又はファックスの送信確認の電話をすること。
入札参加資格確認結果の通知	通知予定日	平成30年10月24日(水)
	方 法	書面を郵送する。
入札の執行	予定日時	平成30年11月1日(木) 時間は、「入札について(通知)」に記載。
	場 所	宇部市上下水道局 第二庁舎2階 第5会議室
入札保証金	免除する。	
無効入札	入札の心得5各号に該当する入札は、無効とする。	
落札者の決定方法	宇部市上下水道局契約規程第27条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(最低制限価格を下回る入札を除く。)	
契約条項を示す場所	宇部市上下水道局 第二庁舎2階 財務課 管財係	

### 4 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は宇部市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 詳細については、宇部市上下水道局財務課管財係（電話0836-21-2294）に問い合わせること。